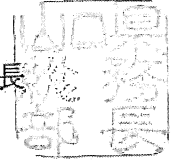




平 31 消防保安第 415 号
令和元年(2019年)7月29日

山口県高圧ガス保安協会長 様

山 口 県 総 務 部 長



高圧ガス保安法の遵守について（通知）

高圧ガスの保安対策の推進につきましては、平素から格別の御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、下関市内にある高圧ガス製造事業所において、高圧ガス事故の発生に際し、高圧ガス保安法（以下、「法」という。）第26条に規定された危害予防規程に基づく適切な対応がなされず、法第36条第2項及び第63条第1項による届出等が行われていなかった事案が明らかとなりました。

高圧ガスによる災害の防止は、法の規制の下、自主保安活動を促進することで達成されるものであり、企業の法令遵守が強く求められるにもかかわらず、自らが定めた危害予防規程が遵守されず、基本的な手続きに違反行為があったことから、県内の高圧ガス製造事業所に対し、高圧ガス保安法の遵守について、別紙（写）のとおり要請しました。

つきましては、貴協会におかれましても、保安防災部会等の活動を通じ、会員事業所に対する指導方について、よろしくお願ひします。

消 防 保 安 課
産 業 保 安 班
TEL 083-933-2374